

戦後教育改革思想の研究

— II の 2 —

勝 野 尚 行

- 序 戦後教育改革思想研究の現代的課題性 …… (各号論文巻頭で継続)
——南原繁の教育改革思想研究 (3)——
- 第 1 章 公民教育構想
- 第 1 節 公民教育構想の誕生
- 第 2 節 文部省指導部の戦後教育改革構想
- 第 3 節 公民教育構想の内容 (1)
- 第 4 節 公民教育構想の内容 (2)
- 補節 I 教育基本法立法の自主性 (再論)
- 補節 II 文部省『日本における教育改革の進展』
- 第 2 章 文部省調査局『第九十二帝国議会に於ける予想質問答弁書
「教育基本法案」関係の部』『教育基本法説明資料』
- 第 1 節 全般にわたるもの …… (以上前号まで)
- 第 2 節 前文に関するもの
- 第 3 節 第 1 条に関するもの …… (以上本号)
- 第 4 節 第 2, 3 条に関するもの
- 第 5 節 第 4, 5 条に関するもの
- 第 6 節 第 6, 7 条に関するもの
- 第 7 節 第 8, 9 条に関するもの
- 第 8 節 第 10, 11 条に関するもの
- 第 3 章 教科書『民主主義』の思想
- 第 1 節 文部省『教育白書』の戦後教育課程行政史観
- 第 2 節 戦後初期『学習指導要領』の法的性格
文部省『新教育指針』 昭和 22 年版『学習指導要領』
昭和 26 年版『学習指導要領』

第3節 教科書検定制度の発足

第4節 教科書『民主主義』における文部省の教育思想・教育課程行政観

民主主義とは何か 民主主義と全体主義 民主主義と個人主義
独裁主義と管理主義 民主主義思想形成の課題性

第4章 南原繁の教育改革思想研究

第5章 務台理作の教育改革思想研究

第6章 安倍能成の教育改革思想研究

序 南原繁の教育改革思想研究 (3)

——戦後教育改革思想研究の現代的課題性——

南原繁の教育改革思想研究の現代的課題性について、本連載論文の中でも、すでに各方面から解明してきているつもりであるが、さらに引き続いて、その現代的価値を明らかにしていかななくてはならない。私自身としてはこれまで、すでに『南原繁著作集』全10巻(岩波書店)のうち、本連載論文「Iの5」の中で、第6巻および第7巻については、南原自身の手になる「まえがき」あるいは「序」と各巻担当解説者による解説を主にして、その概観を終えているので、本「IIの2」からは『南原繁著作集』第8巻の概観から再開することになる。本論文「IIの2」の序では、紙数制限の関係から、その第8巻の概観にとどめておくほかないけれども、私自身としては極力、この概観の中でも、南原繁研究の現代的価値について解明してみたいと思っている。

『南原繁著作集』(第8巻)の概観

この『南原繁著作集』第8巻の1957年9月中旬執筆の序で、南原自身が「著者は、このような見地から、世界と連関して日本を見、そこにわれわれに課せられた時代の問題と、これが解決の方向として著者ながらに考え来ったところを、東大を退いてから最近の数年、折々に書き、あるいは語っ

た。それらが本書の内容をなすものである」(同、7-8頁)と書いている。本巻の前半は主に、かつて『現代の政治と思想』(東京大学出版会、1957年)として出版されたものであるが、本巻前半の解説を担当している辻清明も指摘しているように、この『現代の政治と思想』は1952(昭和27)年頃から1957(昭和32)年頃の間には発表された論文からなり、その内容からみれば、既刊の『文化と国家』に続き、さらに『日本の理想』『歴史をつくるもの』に引き継がれているものである。

なお、本巻後半には1963年出版の南原繁『小野塚喜平次、人と業績』(岩波書店)が収録されており、その解説は岡義武が担当している。

辻清明による解説から

(1) 辻清明は、本巻諸篇が「警世の論」である(同、552頁)と特徴づけているが、第8巻収録の本書『現代の政治と思想』の諸篇が執筆された時期が「日本における戦後民主主義への反動の起点、世にいうところの逆コースの開始期に当たっている」(同、554頁)ことに触れて、まず次のように書いている。

本書出版の「時代的背景が容易ならぬものであったことは明らかであろう。そこには、再軍備、自由と人権への国家規制の強化、憲法改定という反動の高潮が音をたてて近づいてきたのである。年来、自由と平和を謳った日本国憲法の堅持を唱え、全面講和論を何人よりも早くから主張してきた著者にとって、この急激な変化の様相は、到底耐えうるものではなかった」(同、559頁)であろう、だから「前著『文化と国家』が、新生日本に対する期待と希望を、その行間に漲らせていたのと対照的に、『現代の政治と思想』には、憂国の情が、その全篇に充ちわたっているといってよい。人間性の確立と平和文化国家の建設に必要な国民精神を創り出すものは教育の力を措いてほかにないとの確信をもつ著者が、この憂国の情を、2回にわたる教員組合の大会で披瀝した真意には、むしろ悲壮の感が漂っている」(同、561頁)

と。そして続けて、辻清明は「いま改めて本巻を読みながら、30年前、暗い東大の研究室で、丸山真男君と私を相手に、日々、戦局の帰趨と日本の前途を深く案じていられた先生のお姿が、再び胸底によみがえるのを禁じえなかった」(同、561頁)とも書いている。

事実、南原が「東大総長を退いた(1956)年は、同時にサンフランシスコ講和会議の年でもあった。この会議において、対日講和条約が実現し、さらに日米安全保障条約が結ばれたことは、戦後の日本政治の転回を意味していた」(同、557頁)のである。

(2) 辻清明がとりわけ注目している「その逆行的動向に対する憂慮と抗議を、痛恨をこめて書き記している」南原の発言は、本第8巻にある次の一節である。

「しかるに、不幸なことには、一旦定めた民族の新しい進路がいつの間にか変化し、逆の方向に踏み出していることである。それは、明白には、周知のごとく、1951年9月、サンフランシスコにおけるわが講和条約を起点と見ていい。ここに、日本国民の何人もが最後まで望んだ、連合国のすべてとの『全面講和』でなくして、米英等の自由主義諸国との間の『半面講和』が生れた。さらに遺憾なことは、日米間の軍事同盟を意味する相互の『安全保障条約』が伴い、そのために日本に無制限の再軍備の道が開かれたことである。ここから『行政協定』による日本全土にわたる無数の基地の設定、さらに最近にはMSAによる軍事経済援助の取りきめ等、一連の事実がつぎつぎに起ったことは、あまねく国民の知るごとくである。まさにこのことこそ、戦後、民族再生の理想としてわが新憲法に高くかけた戦争放棄と平和でなくして、早くもその反対の戦争とその準備への体制のほかの何ものでもない。事実はそれだけにとどまらない。現在、わが国の政治・社会・教育のすべての分野にひろがりつつある反動的復古的な精神と運動は、いずれもそこから起っている。敗戦によってようやく勝ち得た人間自由の権利と民主主義の原理を、これから自分の手で育て上げようと

するとき、それを根本から破壊するに等しい。わが国の民主主義の危機は、いまその全貌を明らかにして来た。それは、われわれのはじめたわが国近世の革命の事業を、早くも中途にして放棄するものである。人は問うていい。何のための敗戦と苦悩。そして、その中から祖国を再建しようとして起った国民の決意と理想は、いずこに往ったのか。それは果して一場の夢に過ぎなかったのかと。それほどの変化と錯乱が、いまわが国民の間に醸し出されているのである。」(第8巻, 54—55頁)

(3) 辻清明は、南原が「戦後あらゆる機会において主張してきた平和と自由の理想は、永年の研鑽の間に培われた深い思索と強い信念から出たものであり、大学に席を有すると否とによって異なるところはない」(同, 552—553頁)と評価し、まず第7巻『文化と国家』第3章所収の論文「平和の擁護者」から、次の一節を引用している。私としては以下、若干その前後を補充して紹介しておきたい。〈 〉内が私の補充部分である。

「私は、人間の自由や精神的自律が、われわれ人間個性の本質をなすものであると同時に、われわれと一体である民族と同胞の欲求であり、さらにあまねく世界人類を結ぶ真の紐帯であることを信じて疑わない。それは深く人間個人の良心と内面的な魂の欲求にかかわる問題である。〈戦争や平和は、それ自身単なる政治的見解にとどまるものでなく、その本質においてわれわれの倫理的宗教的な見解——信仰告白に連なる。まこと戦争は、ひとり政治的社会的組織においてでなく、深く人間性と人間の心のうちに根ざす出来事である。この意味において、人類の平和は世界の諸国民の精神的道義的革新と再出発なくして行われるものではない。私はこのことをいま特に日本についていうのである。(中略)いまわが民族は敗戦の痛苦と悲惨のどん底に突き落されているとはいえ、『家造りの捨てた石が隅の親石となる』日が来ないとはいえぬ。〉諸君は今後いかなる職場にあらうとも、常に平和の擁護者、平和の戦士として、輝く平和日本の建設に不断の努力を続けられよ。」(第7巻, 201—202頁)

私としては、とくに南原がここで「人間の自由や精神的自律」こそは「われわれ人間個性の本質をなすものである」とか、また「われわれと一体である民族と同胞の欲求である」などとまで述べていることに、よく注意しておきたいと思う。

さて、ここで開陳された南原の信念について辻清明は、以来今日に至るまで「著者のあらゆる論述の基調をなしており、本巻の諸篇もまたその例外ではない」（同、553頁）と述べ、第8巻から次の一節を引用している。以下、同じく私の補充引用部分を加えて紹介する。

「〈われわれは何を措いても、人間の真の自由と尊厳とをふたたび失ってはならない。われわれが民族の独立を欲したのも、これによって国民の一人々々が自由な人間となり、自由にものを考え、自由に語り、自己の責任をもって自由に行動せんがためであった。このとき破防法・労働関係法をはじめ、一連の新しい立法措置は何を意味するか。あたかも国家が独立しようとするときにおいて、それらの自由が失われるに至るならば、これにもまさって大なる矛盾と国民的喜劇はないであろう。〉われわれは相携えて、どこまでも精神の独立と自由を守り、かつて戦争のために注いだ血と汗と涙を、真理と正義と平和のために献げようではないか。それは祖国を真に復興せしめる道であると同時に、日本が新たに世界人類に寄与する所以である。〈何故ならば、世界の平和と社会的正義の確立並びに文化の革新は、ひとりわが国のみでなく、あまねく世界の現代共通の課題であるから。〉」（第8巻、37—38頁）

この一節を引用しながら、辻清明は、上記の「2つの文章の類似は、発表の時期が比較的近接しているためと諒解されるかもしれないが、必ずしもそうではない」のであって、同一の趣旨のことは1964年刊『日本の理想』とか、1969年刊『歴史をつくるもの』などの中の論文でも「熱意をこめて説かれている」のだから、南原は「戦後の4半世紀の間、一貫して、戦後日本の掲げた自由と平和の目標を、国民の前に絶えず訴えて倦まず、おそらく、

こんごといえども、機会あるかぎり、その目標の達成を目指して、この理想を説きつづけられるであろう。そこには、道を伝えるもののみ見られる不屈の意思がある」と書いていた(同、553—554頁)。

(4) また、辻清明は本巻をもって、南原の前著『文化と国家』の単なる続篇とみなしてはならない理由として、次の2点をあげ、これらが『文化と国家』とは異なった特色を本巻に与えているという(同、554—555頁)。

その一は、これらの諸篇が書かれた期間に、南原が30年前の若き日の留学地であったヨーロッパの各国と、初めての国インドを歴訪し、さらに未知の国であったソ連と中国に足を踏み入れ、戦後の新しい息吹に接したという点である。そのために「この間に体得した著者の知識と感慨は、本巻の随所に見られる」ことになっているという。その二は、すでに述べたところであるが、この時期が「日本における戦後民主主義への反動の起点」に当たっているという点である。この「憂うべき風潮は、再建日本の礎石ともいうべき人類愛と正義感を踏みにじる所業」であるから、南原の「烈々たる抗議は、本巻の全篇に漲っており、その基調をなすものといってよい」という。

(5) 以上に、辻清明による『南原繁著作集』第8巻の内容解説をみてきたのであるが、この辻の解説がどの程度まで南原繁の政治思想(政治学)の真髓に迫っているかの問題までも含んで、この第8巻の中身の本格的な検討にやがては入っていかなくてはならない。しかし、ここではただ、この第8巻の概観をしておく程度にとどめることにする。

本書(第8巻)での課題提起

さて、私自身としても以下、直接に第8巻の序の中身を検討することによって、南原が本書で提起する課題を概観してみなくてはならない。

(1) 1957年9月中旬執筆の第8巻の序は、かれの次のような世界情勢認識の叙述から始まっている。

「大戦が終ってから、もはや12年、そのあいだ世界の情勢に幾多の変化

があり、進展もあったが、平和はまだ遠いようである。ある意味においては、却って、現代ほど世界的不和と不安と恐怖にさらされている時代はかつてない、と称していいであろう。その根元は、いうまでもなく、一方にアメリカを先頭とする自由主義諸国と、他方にソ連を中心とする共産主義諸国家群との対立に求められなければならない。そこに、原子戦争の可能性をふくんで、世界的規模においての激しい政治闘争がつづけられている、というのが現代世界の状況である。しかもそれは、かつて近代諸国家のあいだに、戦わされて来たごとき単なる主権の対抗や世界制覇の争いではなく、資本主義対社会主義という人間社会経済生活のあり方をめぐっての、広汎な社会闘争を内容としている。第二次世界大戦の後、社会主義乃至共産主義は、もはやソ連一国の問題ではなく、欧亚両大陸にわたって、世界人類の三分の一を占める勢力である。しかのみならず、この運動は、国境や民族の差別を超えて、人類を横に二つに引き裂く世界的階級闘争をはらんでいる。それは旧世界秩序全体に対する挑戦であり、革命の要求である。これこそ、現代政治をして一層深刻にして複雑困難ならしめている根本の要因でなければならない。」(同、3頁)

南原は1950年代後半の世界的「冷戦構造」を以上のように描き出しながら、かの世界恒久平和論の立場から、そこに内在する「原子戦争の可能性」を強く危惧していたのである。しかし、他方で南原は、そこをもまた貫いている自由と平和に向けての歴史の動向を深く洞察し透視していたのであって、けっしてペシミスティックに世界史の動向をみていたのではない。

「しかし、それにもかかわらず、これらの不安と脅威、対立と抗争を通して、人類はいまや新しい時代に入りつつあることも、否定すべからざる事実である。戦後から今日まで、世界の情勢に幾転変があり、また将来においても一進一退はあっても、それを貫く歴史の動向が自由と平和にあることは、認められていい。何よりも、顕著な事実はかつての帝国主義と植民地主義は退場しつつあることである。アジアやアフリカに、いかに多くの

民族が、長い間の搾取と隷属の鎖を断ち切って、みずからの自由と独立を回復したとか。今後は、いずれの大国といえども、これらの諸民族と国家をふたたび征服しあるいは属国とすることは、不可能である。他方、特定の一大国家とその衛星国であった諸国家との関係についても、次第に自由と平等の關係に置き換えられざるを得ないであろう。」(同、4頁)

このように世界の動向を読んでいたから、続いて南原は「これらの事實は、今後、世界の諸民族がそれぞれ自由独立となり、国家の大小や人種・信条の区別や、その採用している政治社会組織の相違にかかわらず、それを超えて互いに結合し、一つの人類的『世界共同体』の關係に入ることを意味する。近代主権国家の概念とその相互の権力の対立と平衡の關係に基礎を置いた古い政治学は用をなさない。現在の国際連合がたとえ未だ不完全なものであっても、これを発展完成せしめることによって、何らかの形の世界政治秩序をうち立てることは、まさに時代の要請と課題でなければならない」(同、4頁)と説き、いまや「世界共同体」の組織化を時代が差し迫って要求しているという。そして、そのことは、一つには「逆説的ながら、新しく原子核兵器の発明が、従来の戦争の觀念を一変し、いまや戦争そのものを不可能ならしめるに至った」から、いま「ここに人類が自らの生存をつづけ、その築き来たった文明を維持しようと欲するならば、進んで戦争を放棄し、平和的共存の關係に入るほかに道はない」(同、4-5頁)ことからもきているという。

ここで南原が「現在の国際連合がたとえ未だ不完全なものであっても、これを発展完成せしめることによって、何らかの形の世界政治秩序をうち立てることは、まさに時代の要請と課題でなければならない」と述べて、国際連合に大きな期待を寄せ、その国際連合がそのような「世界共同体」の形成に、より積極的に取り組むことを期待していたことに、我々はよく注意しておかなくてはなるまい。

(2) しかし、新たな世界政治秩序の樹立だけが現代の課題なのではない。

国際的・世界的な規模で見れば、まさに「世界共同体」の建設が差し迫った課題となっているとはいえ、それぞれの国内で見れば、社会大衆の積極的参加の実現が課題となっており、その意味で「新しい様式のデモクラシー」が要求されているといわなくてはならない。

「現代のきわめて特徴的なことは、いずれの国においても、内には社会大衆の積極的参加が、拒否すべからざる力となって現われたことである。彼らは人間の自由を、なканずく社会経済生活のなかに実現し、保障されんことを要求する。古い経済的自由主義はもちろん、自由民主主義も多くの国においていまや問題の解決に無力化しつつある。今後は新しい様式のデモクラシーが要求されている。この点において、社会主義は時代の課題であり、われわれはそれを好むと否とにかかわらず、これと対決するように迫られているのである。」(同、5頁)

ここでは「社会大衆の社会経済生活への積極的参加」の観点から、経済的自由主義も自由民主主義も、ともに批判の対象とされており、南原がいわば「新しい様式のデモクラシー」としての社会主義の実現がいまや「時代の課題」となっているとまで述べていたことにも、我々はよく注意しておかなくてはなるまい。南原が真の民主主義に対して、どれほどに期待と信頼を寄せていたか、そのほんの一端だけをここで示しておこう。

「民主主義は、単に政治の制度・機構や手続のみでなく、根底において、それを絶えず支え、生かす精神の問題である。それは強く人間性理想に根ざし、人間個人をもはや権力の対象や民族の有機体的一分枝としてでなく、自由の存在と価値の主体として尊重する。ここに、おのおのの人格の自由と意見の尊重——その故に相互の寛容と話し合いの政治が成り立つ。いうまでもなく、これは近世『自由主義』の精神である。『民主主義』は自由主義の精神と遺産を受けつぎ、かつ各人の権利や幸福を個人の自由に放任しないで、社会生活の中に平等に実現するために、むしろ個々人の力を国家に組織化することによって、人間の理想的な共同社会を建設しようと

する。決定的なのは、その場合にも、人間人格の本質である『精神の自由』——宗教的信仰と良心の自由、および真理認識を可能ならしめる唯一の条件としての学問・思想の自由——は、原理的には、あくまで国家的統制の外において保障し、確立されねばならぬことである。」(第9巻, 143—144頁)

ここでは南原は、民主主義を「強く人間性理想に根ざし、人間個人を自由の存在と価値の主体として尊重する」精神を根底に置いた制度・機構・手続としてとらえている。さらにまた、南原による次のような民主主義の把握は、まさに上記の「社会大衆の社会経済生活への積極的参加」の観点から民主主義をとらえようとするものである。

「自由民主主義の世界に共通する現在の問題は、単なる代表的議会主義をもっては不十分で、それとともに国民大衆の意志をいかに汲みとるか、言いかえれば、直接民主政治の要素をいかに取り入れるかにあります。例えば、中央政治にも直接に一般国民の意向を、また地方自治体に住民を、企業には労働者を、大学には学生を、いかなる形で、いかなる程度に参加せしめるかという点であります。ことに、わが国においては、新憲法実施以来わずかに20年、そこに多くの欠陥や問題があるにしても、国民は挙ってそれをより完全なものにまで育て上げることが必要と思います。それには根底において教育が重要であります。ロックにおけるように、デモクラシーの最後の言葉は教育にほかなりません。」(第10巻, 101—102頁)

現代的民主主義の実現と達成には、もっといって新憲法の理念の完全実現には「根底において教育が重要であります」と述べて、南原が教育に最大の期待を寄せていたことを再度、ここでも指摘し強調しておくことにしよう。

(3) 以上のような課題認識に立って、まず南原は次のように述べている。

「かようにして、現代は大いなる変革の過程にある。人類はそれを通過してこそ新しい時代に出ることができるのである。そして、それにはその根底において深く人間の精神的思想的改革を条件としていることが力説され

ねばならない。なぜならば、社会経済組織の改革といい、政治秩序の変革というも、いずれも人間の精神的・思想的態度とイデオロギーに深く根ざしているからである。」(第8巻, 5頁)

ここにはまた、社会経済組織の改革にせよ、また政治秩序の変革にせよ、その根底において、人間の精神的・思想的な改革を条件としているという、南原政治学に特有な発想がよく出ているといわなくてはなるまい。あれこれの社会的制度は、それに対応する人間の意識・思想に支持されてはじめて成立しているのだから、あれこれの社会制度を変革するに際しては、人間の精神的・思想的な変革から始めなくてはならないとする、南原政治学を特徴づける特有の発想がである。

(4) では、そのような根元から、根底的に人間の精神的・思想的な改革を可能ならしめるものは、一体何であるか。そのような思想・文化は、すでに実在するのであるか。

この問題に対して南原は、科学主義、西欧的合理主義、マルクス主義のいずれもが十分な解答を与えるものではないと、これらに対して逐一、強烈な批判を加えている。

「かかる問題に対し、原子力と世界航空路を発見するまでに至った近代自然科学と技術は、それ自身何ごともしらぬであろう。しかるに、自然科学の知識と方法に人間と社会に関する一切の真理性を賭けて来た『科学主義』の主張は、そのこと自身誤りであるばかりでなく、いま自らの無力を時代の前に露呈している。人間は近代自然科学の異常な発展と威力の前に徒らに圧倒され、投げ出されたのみで、人間の精神的発展がそれに伴わず、即応しえない状態にある。」(同, 6頁)

続いて南原は、マルクス主義に対する批判にまですすんでいるので、ここでも南原によるマルクス主義に対する批判の一端をみておくことにしよう。

「これに対して、前世紀以来の西欧的合理主義の楽観的進歩の思想は、もはや人間に精神的支柱と拠り所を与えるものではない。そこに現在、マル

クス主義が人の心を捉える理由がある。だが、マルクス主義は、おなじく合理主義的進歩の観念を分有している点は別としても、それ自身一つの全体的世界観としては一面的であって、人間の深い精神的要求を満たすものではない。ここに現代の多くの知識人が、人間存在における世界の秘義を知ろうとして実存主義哲学に身を委ねるに至ることも、理解し得るところである。それは、あたかも時代の不安と恐怖の状況のもとに置かれた人間の苦悩の表白と言っている。」(同、6頁)

マルクス主義に対して「それ自身一つの全体的世界観としては一面的であって、人間の深い精神的要求を満たすものではない」とか、それによっては「人間存在における世界の秘義を知」ることはできないとか、そのような批判を加えている。この批判の意味するところを、より具体的に理解するためには、さらに深く南原の人間論をみていかななくてはならない。

南原は続いて、次のように述べている。

「現代はまことに精神と魂の苦悩の時代であり、政治社会の恐怖も不安も、ある意味においては、人間の知的・道徳的、さらに宗教的な精神生活から惹き起こされたものと解することができる。いまや近代『文明』がその頂点に立って、語の正しい意味においての新たな『文化』の創造の要求されている時代である。そして、それは人間思惟の転換と精神の革命なくして成就されるものではない。この文化の闘争と革命は、政治的社会的闘争が終っても残る問題であり、否、そのときいよいよ純粋な形をとって前景に現われるであろう。」(第8巻、6-7頁)

この部分については、ここでは以下の点を指摘しておけば十分であろう。

いまや近代物質文明はその頂点に立った。いまや必要とされるに至ったものは、新しい精神文化を創造することである。しかし、そのような新しい精神文化の創造は、人間思惟の転換と精神の革命なしには不可能である。人間思惟の転換と人間精神の革命を通して、そのような新しい精神文化を創造することがいまや、人類史的課題となっている。

ここで南原は、およそ以上のような指摘を行っているわけである。

つまり、南原によれば、「現代は人間の生活全体にわたって、新しい時代への大きな歴史的転機に立っている」のであり、したがってまた、根底的な人間の精神的・思想的な変革を可能ならしめるような文化の創造は「われわれ人間の創造的精神と行為的意志にかかっている」といわずにはならない(同、7頁)ということになる。第8巻の序の結語は次のようになっている。

「こうした世界と時代の状況のなかに、わが日本は置かれているのである。現在われわれ日本国民の担う重荷はひとり敗戦の苦痛のみではない。それは直ちに世界の苦悩につながっている。そのことを考えずして、安易な日本再建の道はないはずである。われわれは、もっと頭をもたげて、時代の状況と人類の将来を眺め、世界の問題と取り組まなければならない。しかるとき、世界におけるわが民族の使命や生きる道を発見し得るのではないか。」(同、7頁)

第2章 文部省調査局『第九十二帝国議会に於ける 予想質問答弁書「教育基本法案」関係の部』 『教育基本法説明資料』(続き)

すでに前回示しておいたように、ここで検討しているのは、次の4つの文献である。

文部省調査局『第九十二帝国議会に於ける予想質問答弁書「教育基本法案」関係の部』(1947〈昭和22〉年3月12日、以下『予想質問答弁書』とする。)

文部省調査局『第九十二帝国議会に於ける予想質問答弁書「教育基本法案」関係の部、追加の分』(1947〈昭和22〉年3月15日、以下『予想質問答弁書』に含める。)

文部省調査局『第九十二帝国議会に於ける予想質問答弁書「教育基本法案」関係の部、付録』(上記『予想質問答弁書』原本に挿入されていたもの。以

下『予想質問答弁書』に含める。）

文部省『教育基本法説明資料』（1947〈昭和22〉年、以下『説明資料』とする。）

そして、これらの文献はいずれも、名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室が「研究資料」として出版した（1978・3、1979・3）ものであり、同研究室の鈴木英一主任教授の「解題」つきである。そしてまた、これらの4つの文献の詳細な検討をとおして、教育基本法の立法指導にあたった当時の文部省が教育基本法の立法に込めた意思を探っていくことにする理由は、これらの文献が文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』（前出）に次いで、その立法意思をよく我々に伝えてくれていると私自身が考えているからであり、それにもかかわらず、なぜかいまだに教育法学会等においても、これらの文献の中身についての本格的な検討がなされていないからである。

前回すでに若干なり明らかにしたように、これらの文献によってみても、文部省が教育基本法の立法指導に当たっていた当時においてさえ、文部省指導部はなお、教育勅語的教育観を克服し切っていたわけではない。そこには、いわば新しい教育基本法的教育観と古い教育勅語的教育観とが混在していたといってもよいほどだからである。しかし、大切なことは、それにもかかわらず、そこには新しい教育基本法的教育観が鮮明に現われてきており、古い教育勅語的教育観を圧倒しつつあったから、この新しい教育観をくまなく抽出して示しておく必要があるということである。

なお、ここで若干なり示唆的にいっておけば、かの国連「子どもの権利条約」の日本国内での国会審議・批准を目前にして、この国連「子どもの権利条約」と教育基本法制の立法思想との論理内在的な関係についての解明が今日的課題として浮上ってきていると考えられるけれども、私の本研究は、この問題まで射程に入れたものである。

以上のような目的意識ないし課題意識にもとづいて、さらに引き続いて、これらの文献の中身について、詳細な検討を続けることにしよう。

第2節 前文に関するもの

教育基本法の準憲法的性格を示すためにという目的もあって、田中耕太郎の発案で、教育基本法には前文が付置されることになった。この前文付置の理由については、かの文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』（前出）が「それは本法は新しい教育理念を宣明する教育宣言であり、今後制定されるべきすべての教育法令の根拠法、いわば教育憲法ともいうことのできる点から、全く新しい極めて重要な法律であるからである」（同、51頁）と説明しているとおりでである。つまり、教育基本法の教育宣言性および教育憲法性を明示するために前文が置かれることになったのである。

本『予想質問答弁書』などは、各条文の各文言の逐条解説などを目的としてはいないから、この前文内からも、とくに論議になりそうな若干の文言を抽出して、それらについて解説しておくという手法で編集されている。その点では、かの文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』（前出）とは編集方針が非常に違っている。とくに、前文にある「個人の尊厳を重んじ」とか第1条（教育の目的）にある「個人の価値をたっとび」という文言の意味内容に関して本冊子が詳説していることは、ここに戦前教育から戦後教育にかけての教育理念の根本的転換が凝縮して示されているからであろう。

(1) かの「滅私奉公」観にも通ずるような「全体に対する奉仕」の思想を、相当に明確に退けている点など、高く評価することができる。「この法案の前文・目的等において『個人の尊厳を重んじ』とか、『個人の価値をたっとび』とかいって、全体に対する奉仕という面がわすれられている」のではないかという予想質問を立て、それは次のような解答を用意していたからである。

「『個人の尊厳』とか『個人の価値』とかいうものと並んで『全体に対する奉仕、責任』が教育上極めて重要視されなければならぬことは、真に御説の通りである。すでに法案でも『平和的な国家及び社会の形成者とし

て』と謳って、教育は決して個人の完成をもって終るのではなく、平和的な国家や国際社会、その他国家地方自治団体等の社会の成員として、又形成者というのは成員というより更に一步進んで国家及び社会を形造って行く者として、勤労と責任を重んずる国民を育成しなければならないとしているのである。ただ社会に対する奉仕とか責任とかを果すに際して、上から命ぜられたからやるというのではなく、個人の価値をたっとび、個人の自主性、自発性をもととしなければ、本実のものとはならないと思う。そこで、『個人の価値をたっとび』とか『自主的精神に充ちた』とか謳う所以である。」(予, 12-13頁)

平和的・民主的・文化的な国家および社会の積極的な形成者となることによって、まさに各個人は「全体に対する奉仕」者としての責任を果していくのだという、まことに見事な解答である。しかも、そのような意味での「全体に対する奉仕」者となる際にも、「個人の自主性・自発性をもととしなければ、本実のものとはならないと思う」という、さらに見事な解答を追加しているのである。

(2) 教育基本法がそれぞれの「個人の尊厳」、それぞれの「個人の価値」、これをこよなく尊重する教育観に立つものであることは、これが「前文では『人間』の育成、第1条では『国民』、第8条では『公民』と書き分けた理由如何」という問いを立て、これに次のような解答を与えていることから、よく知られるのである。

「1, 前文では従来の教育がややもすれば、国民という面が強調され、個人の価値がみとめられなかった弊を改めるため、とくに人間そのものの育成を第一の目標としなければならぬことを謳っている。

2, 第1条では教育が先づ人格の完成をめざすと謳い、前文の意味を十分とりいれながら、かかる人格と同時に国家・社会の立派な成員でなければならぬことを強調するため国民という言葉を使った。

3, 第8条では、政治教育の面から、国民の公けの立場、関係にいる面

を公民という言葉で表現した。」(予, 13頁)

前文に「個人の尊厳を重んじ」を盛り込んだ意味についての、次のような解答も、教育基本法がどれほど一人ひとりの個人のかげがえのない価値をこよなく重視する教育観に立つものであるかを、よく示しているのである。

それは、憲法第13条に「すべて国民は、個人として尊重される」とあり、第24条第2項には「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とあることに注意を喚起しながら、また第90帝国議会において、金森徳次郎国務大臣が「個人の尊厳」という言葉の意味について、「この憲法の立前が、人間一人一人というものに値打を認めなければならないというにあります。一体人間というものは、他人を以て代うることはできないような貴重なるものであります。それを粗末にしてはならぬということの一つの根本原理にしております」と答弁していること、またアメリカ教育使節団報告書が「民主政治下の生活のための教育制度は、個人の価値と尊厳を認めることが基礎になる」と書いていること、等々によく注目しながら、次のような解答を与えているからである。それは「個人の尊厳を尊重する」教育はどんな目的・方法の教育となるかの問題について、まことに見事な、刮目に値する解答を与えているのである。

「人間は、人間たるの資格において、『品位』をそなえているのであって、何か他のものと代えられるような代価をもっているものではない。人間はそれ自身がつねに目的であって、何か他の目的の手段とされてはならないということである。『自己及び他人の人格をつねに目的として取り扱い、決して単なる手段に用いてはならぬ』というカント倫理学の原則は、これを意味する。ここで人格の尊厳としないで個人の尊厳としたのは、人格というより一層具体的存在者として示そうとしたのである。」(予, 14-15頁)

「人間の尊厳」とか「人格の尊厳」などしないで「個人の尊厳」としたのは、人間とか人格とかいう概念はむしろ抽象的な意味しかもたず、個人という概念のほうが個々に具体的に存在している人間をより具体的に示すこと

になるからだという説明であるが、そうだとすると、「個人の尊厳を重んじ」「個人の価値をたっとび」などの文言を教育基本法に盛り込んだ画期的な意義がより深く確認されなくてはならないということになる。

それは続いて、そのような「個人の尊厳を重んずる」教育論を展開している。「個人の尊厳を重んじ」という思想こそ、戦後教育の基調に据えられるべき思想なのであるから、ここでの教育論については、最大限の注意を払って、以下みていく必要がある。

初めに教育目的に関して書いている。

「個人とは『自己意識を有する人格的存在者』をいう。教育において、『個人の尊厳をたっとぶ』ことは、2つの方面を有する。その一つは目的の面であって、教育が人間を人間たらしめるものであり、人格の完成をめざさなければならないことをいう。軍国主義の教育は、人間を戦争の道具にまでつくりあげようとする点において、個人の尊厳を尊重せぬものであり、極端な国家主義の教育は、国家のためにより手段たるべき人間をつくらうとする点において、同じく個人の尊厳を尊重せぬものである。又教師、両親等の利己主義によって教育がゆがめられてはならないのである。」
(予、15頁)

「個人の尊厳を重んずる」教育は、「人間を人間たらしめる」ことを、あるいは「人格の完成をめざす」ことを、その目的としなくてはならず、人間を外的な目的を達成するための道具・手段にするような教育であっては断じてならない、というのである。

このような教育目的観に立って、それは軍国主義教育および国家主義教育を明確に退けるとともに、合わせてまた、教師および両親等が自分たちの利己主義的思惑によって教育をゆがめることを強く戒めている。この部分についても、熟読吟味してみる価値がある。

ついで、「個人の尊厳を重んずる」教育方法に関して書いている。

「その第二は、方法の面である。個人の尊厳をたっとぶ教育は、生徒を人

間らしく取り扱わなければならないのである。何が人間らしい取り扱いであるかは、外観だけでは判別し難いが、相手が自主的な精神をもっていることを認め、それにうって相手に自ら判断して行動させることである。このことは、自主的な精神のねむっている段階において、一見被教育者の意志に反する訓練を排するものではない。」(予, 15頁)

ここで「一見被教育者の意志に反する訓練」が許容されるとする「被教育者」とは「自主的な精神のねむっている段階」の子どものことを指すが、この「被教育者」とはより具体的には、むしろ乳児のことを指しているのであり、小学校児童や中学校・高校の生徒たちのことをいうのではけっしてない。例えば、学校教育法第7章(幼稚園)第78条(保育の目標)の三にはすでに「自主及び自律の精神の芽生えを養うこと」とあり、同法第2章(小学校)第18条(小学校教育の目標)の一には、すでに明確に「自主及び自律の精神を養うこと」とあるから、「自主的精神のねむっている段階」の子どもの中には、もちろん小学校児童は含まれていない。すでに幼稚園児にさえ、その「芽生え」を洞察している。まず、この点に、よく留意しておかなくてはならない。

とすれば、「個人の尊厳を重んずる」教育の方法は、児童・生徒に関して、「相手が自主的な精神をもっていることを認め、それにうって相手に自ら判断して行動させる」という教育方法の根本原理に立つものでなくてはならないということを、この部分は明示していることになるのである。

(3) なお、前文の中に「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」という文言があり、「『普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化』というような文化が存在するか」という問いを置いているが、この問いに対する本書による明快な解答はすでに詳しく紹介した(拙著『教育基本法の立法思想』前出参照)けれども、その解答の中で、とくに「個性ゆたかな」という言葉の意味に触れ、それは「単に民族的個性のみならず、各個人個人の個性をも包含し、各個人それぞれ特異の個性を伸長

した、しかも民族、国民全体としても個性ある文化の創造をめざす」(予、16頁)と述べていることを、ここで新たに紹介しておこう。

ここで大切なことは、「各個人それぞれ特異の個性を伸長する」というとき、その個性は「普遍的にしてしかもゆたかな個性」を指しているのであって、各個人の特異な個性を各個人の「普遍性ゆたかな」文化的教養を基礎に据えてとらえていることである。

「ある個人なり、ある民族なりが、真善美等の普遍的価値を追求する限り、そこに個性ある文化が形成されるのである。」(予、16頁)

この個性と普遍性との統一的な把握の仕方は、深く熟慮するに値するのである。というのは、この把握の仕方は、人間の個性の本質に迫るものを内包しているからであり、かの「臨教審」等の述べていた皮相極まる「個性主義」を、はるかに超える本質をもっているからである。

(4) 前文の中の「文化的な国家」の意味についての説明も、十分に傾聴に値する説明である。

「文化的な国家とは、文化を尊重し、文化の振興を第一とする国家の意味である。それは国家権力の増大を事とする権力国家、軍備を充実し、軍事力の強大を事とする軍事国家、国防国家に対する。法治国家に対して、国家が積極的に文化活動を指導し、又自ら文化活動の主体たろうとするいわゆる文化国家主義を意味するものではない。」(予、40頁)

この「文化的な国家」という概念に深く込められた意味を知るなら、現代日本の国家の軍事力拡大政策をはじめ、現代の国家・文部省の、いわれているところの文化国家主義的教育政策が、どれほどまでに「文化的な国家」の理念に乖離・背反した政策であるか、その問題性はまさに一目瞭然となるだろうと思う。

第3節 第1条に関するもの

(1) それは「教育刷新委員会の建議では『人間性の開発をめざし』とあ

ったものを『人格の完成』と訂正した理由如何」という問いに答えることから始めている。

「『人間性の開発』というも『人格の完成』というも観点の相異であって内容的には変更はないと思う。人格は、人の人たる所以、即ち人間的存在を非人間的存在から区別する諸種の特性の集合統一調和という意味では人間性というも大差はない。ただ、(1) 人格というときは人が動物等から区別される点、即ち人の人たる所以のみが考えられるが、人間性という言葉では人間の動物と共有する野性というものも包含されるやにとられることと、(2) 人間性という言葉がいまだ十分に普及せずわかりにくいという非難が多かったからである。次に『開発』という言葉は人間のもっている諸特性を伸ばす面、いわば内発的面からいうのであるが、『完成』というときはあるべき姿を前提とし、いわば超越面に重点をおくことに両者の間ニュアンスの差が存する。」(予、16-17頁)

教育刷新委員会の建議に「人間性の開発をめざし」という文言が盛り込まれるに至った経緯についてはともかく、これについては南原繁の影響が大きかったに違いない。もっとも南原の意見をそのままに盛り込んだとすれば、この文言は「人間性の確立をめざし」となったと思われる。それにしても、これら「人間性の開発」と「人格の完成」との間には「内容的には変更はない」とか、人格は「人間的存在を非人間的存在から区別する諸種の特性の集合統一調和という意味では人間性というも大差はない」とか、さらには「人間性という言葉では人間の動物と共有する野性というものも包含されるやにとられる」などと述べて「人間性の開発」を退けたとすれば、南原が「人間性の確立」という概念の内に込めた思いは、この説明中にはまるで生きていないといわなくてはなるまい。したがって、その後になって、南原はくり返して「人格の完成」に疑問を出すことにもなったのである。なお、それは「第1条の文章のつながりを明らかにせられたし」という問いに対して、次のような図を示している(予、17頁)が、この図がどれほどその「つながり」

を説明しえているのか、大いに疑問がある。

(平和的な国家及び社会の形成者として)

人格の完成をめざし	真理と正義を愛し	心身ともに健康な国民の育成
	個人の価値をたっとび	
	勤労と責任を重んじ	
	自主的精神に充ちた	

というのは、第1条(教育の目的)の規定の画期的価値は、南原繁も説明していたように、まさに「国民の育成」の前に「人間の形成」を重視していることにあるのだからであり、その意味では上記の4つの資質は、何よりも人間的資質を指すものと考えられなくてはならないからである。

(2) それは「人格の完成」の意味について、次のように解説している。

「『人格』とは、人の人たる所以、即ち人間的存在を非人間的存在から区別する諸種の特性の集合統一調和を意味する。何をその内容とするかは、説く人によって異なるが、人格が意識なき物体から区別される点は、直接的意識をもち、知情意の複雑な精神活動の統一体であるということであり、他の動物と区別される点は、人格では、それらの活動が一そう複雑に高尚に発達していることである。さらに人格の特質を形式的に規定すれば、自己意識の統一性であり、又意志的方面から規定して、自律性、自己決定性ということができる。ここで、人格というは、自己意識統一性又は自己決定性を以て統一せられた人間の諸特性・諸能力とする。」(予、18頁)

極めて抽象的な説明にとどまっているが、ここでは「人格」を「自己決定性を以て統一せられた人間の諸特性・諸能力」と規定し、人格の核心に「自己決定性」を据えたり、意志的方面からみれば「自律性・自己決定性ということができる」などと述べたりしていることに、よく注意しておきたい。「自己決定の自由」が認められなければ、本質的にいって、その人間の人格

が認められたことにはならないということになるからである。

『完成』とは、これら人間の諸特性、諸能力をその完全、即ち、それがあらねばならぬ状態に持ち来すことであり、更に人間の能力をその内容の全方向に——しかも各方面が、統一と絶えざる連続とを保持しながら——発展し、個人をそれぞれの能力に応じ、なるべく完全ならしめることである。」(予, 18頁)

「完成」とは、人間の諸特性・諸能力を全面的・全体的に、しかもそれらの諸特性・諸能力が統一性・連続性を保持しているように、なるべく完全ならしめるように発達させることをいう、というのであるが、人間の諸特性・諸能力の一面的な奇形的な形成をめざすような教育を強く退けたものとして、この「完成」の概念を我々は、高く評価することができるし、高く評価しなくてはならないであろう。

「従って、人格の完成は、人間の諸特性・諸能力を基礎とし、それを発展せしめるのであるが、その人間の諸特性・諸能力は、これを個人の立場から見ればそれぞれ、自然的・社会的条件によって特異性を有するから、かかる個人の有する自然的特異性を個性というならば、人格の完成とは、個性の伸長完成であるということができよう。然し、完成ということは、他面において、『完全』ということを予想する。その基準となるべきものは、真善美の価値であり、普遍的妥当性をもつものということができる。従って、人格の完成とは、人間の諸特性をただ自然的に伸長せしめるにとどまることなく、普遍的価値を自然性としての個性の中に実現すること。」(予, 18頁)

この文意を深くとらえることも、なかなか困難である。

(3) 教育基本法が「人格の完成をめざす」ことを、その第1条「教育の目的」の箇所に置いたことを『説明資料』は、これが「第1条の眼目であるとともに、この基本法の一番重要な点である」とまで、著しく高く評価しているのである。

「従来の学校令等にかかげる教育の目的は『皇国ノ道ニ則リ』とか『国家ニ須要ナル』とかいうように、教育はあたかも国家のためにのみ存するかのような誤解を招き、個人が国家の無用なる犠牲に供せられたのである。今やかかるとの弊を排せんため、教育が何よりも先ず『人格の完成をめざす』ものであるとの大方針を明らかにしたものであり、これが第1条の眼目であるとともに、この基本法の一番重要な点である。」(説、4頁)

この「人格の完成をめざし」という教育目的の規定について、これがこれほどまでに高い評価を与えたのは、この『説明資料』の、戦前教育の重大な過誤に対する、まことに痛恨の反省がここに宿っているからだと考えなくてはなるまい。

そして、この「人格の完成をめざし」という教育目的の意味を、それは次のように説明する。

『「人格」とは『人間の諸性質、諸能力、諸要求の統一、調和のすがた』である。人間の諸能力は常に発展してやまないものであるから、それらの開発、発展、調和、統一が完成である。教育はかかる『人格の完成をめざす』ものでなくてはならない。』(説、4頁)

さらにそれは、「個人の価値をたっとび」と謳う所以について、「人格の基礎として個人のうちにやどる無限の価値とその尊さに対する認識に出發しなければならぬ」からであるという説明をしている(説、4頁)が、ここでも「個人のうちにやどる無限の価値とその尊さ」という指摘が行われており、教育が人間個々人の「無限の潜在的可能性」についての深い信頼から出發すべきことを要求している。「個人の価値」とは「個人の発達可能性」のことを指すといってもよいであろう。

その後、この『説明資料』の「個人の価値をたっとび」についての解説は、「このことはしかしながら、国家の成員としての国民の義務と責任とを無視するものではない」という、次のような文章につながっていくのであるが、ここでの前半の説明など、ほとんど評価するに値しない。

「真の人格者は同時に国家のよき成員であり、国家政治の担当者でなければならない。ここに形成者といふは、単にこれら社会の義務を消極的に果たすのみならず、これら社会を積極的に進んで歴史的に創造形成して行く者の意味である。」(説, 5頁)

いうところの「社会」はどんな社会か、そうした社会の形成者としてはどんな資格を要するか、ここでの解説は以後、この方面にすすんでいってしまう。そして、第1条に含まれる文言の、ごく平凡な説明で終わっている。

詳しくは分析しないけれども、ここでの「国家及び社会の形成者」という概念の内容解明など、かの『教育基本法の解説』等に比較して、あまりに平凡に過ぎるといわなくてはならない。

(4) 前文には「個人の尊厳」とあり、教育基本法第1条(教育の目的)の箇所には「個人の価値」とあるが、この両者の意味内容がどう違うのか。

『予想質問回答弁書』のほうは、この問題に対しても、実にすぐれた解答を与えている。

「『個人の尊厳』とは、個人が個人として侵すべからざる尊さをもっているということであり、いわば人間が尊重されるべき形式的面であるが、『個人の価値』というときには、個人が個人として、各方面に伸展すべきはかり知れない能力を持っている。即ち、文化価値を実現すべき能力をもっているということであり、人間の尊重されるべき実質的面である。従って、個人の価値は個性の概念をも含む。」(予, 19頁)

「個人の価値」というのは、すべての個人が「各方面に伸展すべきはかり知れない能力を持っている」ことを指すというのであるから、「個人の価値をたっとぶ」教育は、すべての個人を「発達の可能態」としてとらえていなくてはならない。

(5) 問いとして「科学教育の振興のための1条を設けては如何」を発して、これについて、それは次のような解答を用意していたのである。

「科学教育の振興の要あるは、御説の通りである。従って基本法の前文及

び第1条にそれぞれ『真理と平和を希求する人間』『真理と正義を愛し』と謳っており、その真理には科学的真理も含まれること勿論である。又従来の如く科学が他の何ものか的手段となるような科学的精神の無視を排斥し、真理そのものための真理の探究という如き意味を『希求』とか『愛し』とかの言葉の中に表現している。」(予、40頁)

「真理を希求する」「真理を愛する」ような人間の科学的精神は本来、戦前日本におけるように「科学が他の何ものか(国家、政治、経済、行政等)の手段となる」ことを許すような精神ではない。科学的精神とは本来的に「真理そのものための真理の探究」をめざすような精神である。しかしここで「真理そのものための真理の探究をめざすような精神」といっても、その精神の内容はあまりに抽象的に過ぎて具体性に乏しい。

しかし我々は「真理を求める」科学的精神なるものが、この教育基本法の中では「真理と平和を希求する人間」「真理と正義を愛し」等々と、平和や社会的正義の実現・達成と深く結合せしめられていることに、よく注意しなくてはならない。つまり、教育基本法の解釈の中で「真理そのものための真理の探究」というような抽象的な内容で、この科学的精神の内容をとらえていたのでは、教育基本法の根本的精神である「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」という決意に、まるでそくしていないことになってしまうということである。科学的精神の育成のための目的を我々は、実はもっと具体的に明白にとらえることができるということである。

(6) 教育基本法の第1条の「自主的精神」と第2条の「自発的精神」の意味の差異については『説明資料』のほうも、刮目すべき説明を繰り返している。

『「自発的精神を養い」 従来の教育は知識注入、詰込教育であったため、真の科学精神が沈滞して、真の科学が発達しなかった。今後は学問の自由の精神を尊重し、被教育者の自主性を大いに伸してゆかねばならないこと

を示す。

自主的精神——すべてについて自らの手で処理する精神

自発的精神——個人のもっているものをひっぱり出す気持からいう」(説、7頁)

この『説明資料』は、この箇所では以上のように書いている程度であるが、別の箇所では「『自主的精神に充ちた』——封建的隷屬的意識をもった人間ではいけない。『心身ともに健康な国民』というは、精神的にも肉体的にも健康潑刺とした国民でなくてはならないからである」(説、5頁)と書いていることを指摘しておこう。

これに対して『予想質問答弁書』のほうは、この点でも、より詳しい解説をしているのであって、そこには、次のようにある。

「『自主的精神』とは、単に命令だから従うとか、又は事大主義とかいう態度でなく、自ら主となり、積極的に、勇往邁進する精神である。自己決定性、自律性を意味する。自主性はもと人格の特性であり人格の完成は当然自主的精神を包含するが、新時代の教育指針として重要であると思われるので、特に掲げたわけである。『自発的精神』とは自主的精神と相敵う精神であるが、自発的精神は主として知の面を示す。従来の如き知識注入主義でなく、被教育者の自発的態度を養うのを、自発的精神を養いといったのである。自主的精神は意志の方面に関係し、全人格的な問題であるので、特に教育の目的の項にいられた次第である。」(予、19—20頁)

ここではそれは、自己決定性とか自律性、あるいは「自主性はもともと人格の特性である」という認識を示すと同時に、この「自主的精神」がここに盛り込まれた経緯についても触れて、自主性の育成は「新時代の教育指針として重要であると思われるので、特に掲げたわけである」と説明している。

(7) なお、かの『教育基本法の解説』(前出)が本法第1条(教育の目的)に盛り込まれた諸概念に関して、極めて刮目すべき説明をしていることについては、すでに私は拙著『教育基本法制と教科書問題』(改訂増補版、法律文化

社, 1991年)で詳説したので, ここでは再論しない。ここではただ, それが「自主的精神」について説明した後, この「自主的精神こそが民主主義社会を発展させるものである」こと, この精神は「すでに人格の完成といい, 国家及び社会の形成者といっている中に当然含まれている精神である」ことを指摘しながら, この精神は「教育刷新委員会の建議には見られなかったが, 現下の日本において特に必要とされるので, ここに掲げられるに至ったものである」と説明している(同, 66-67頁)ことを, 再度指摘しておくことにしよう。この自主的精神の育成を教育基本法制下の戦後教育がとりわけ重要視していることを, 我々はよく知らなくてはならないと思うからである。

(以下, 次号に続く)